

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		老人ホーム入所措置・入所相談				整理番号	439	枝番号		
所属部課名		保険福祉部南福祉事務所		コード	91231	連絡先電話番号	4312	昨年度整理番号	173	
係名		高齢者支援係		上位施策名				No		
予算事業名		老人福祉措置		コード	21600	高齢者の地域社会での介護予防と自立支援				
事務事業の概要	事業開始年度		<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		年度		根拠法令等 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業			
	事業の種類		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理		(1) 老人福祉法第6条、第7条、11条 (2) 杉並区老人福祉法施行細則 (3) 杉並区指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所指針					
	対象		<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他							
	活動内容(事務事業の内容、やり方、手順)		介護保険対象外の高齢者で養護老人ホーム又は、緊急に特別養護老人ホーム入所措置を必要とする区民。その他特別養護老人ホーム入所が必要と判断される高齢者。特別養護老人ホーム入所希望の家族、本人。		(1) 養護老人ホーム措置入所者数(13人) (2) 特別養護老人ホーム当該年度入所者数(420人)					
	意図(対象をどのような状態にしたいのか)		老人ホームに入所することにより、日常生活が安定する。また、老老介護等介護者の負担が大きい場合は介護者の介護負担が軽減され、家族関係が修復され、健やかな生活ができる。		(1) 養護老人ホーム待機者に占める措置入所者の割合 当該年度措置入所者 ÷ (前年度未待機者 + 当該年度新規申請者) (2) 特別養護老人ホーム入所希望者に占める入所者の割合 当該年度入所者 ÷ (前年度未入所希望者数 + 当該年度新規申込者)					
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%	
					計画	実績		年度		
指標	活動指標(1)		人	115	111	120	13	15		
	活動指標(2)		人	301	190	392	420	450		
	成果指標(1)		%	3	8	12	22	29		
	成果指標(2)		%	19	12	20	17	20		
総事業費・コスト把握	事業費		千円	228,133	226,096	242,948	219,102	232,770	特記事項 養護老人ホームの入所判定委員会は年2回開催している。13年度職員数実績から、保険福祉部管理課の人員を算定している。0.7人 委託費は養護老人ホームの施設への措置費の支払いを15年度より委託したため増となっている。	
	(内)委託費		千円	4	4	6	4	919		
	職員数(正規 非常勤)		人	6.25 0.00	5.22	5.16	5.48	5.50		
	人件費	職員分(超勤分含む)	千円	56,769	47,413	46,868	49,775	49,957		
		非常勤職員分	千円	0	0	0	0	0		
	総事業費 ++		千円	284,902	273,509	289,816	268,877	282,727		
	単位あたりコスト ÷		円	2,477,409	2,464,045	2,415,133	20,682,846	18,848,467		
	財源	受益者負担分		千円	54,704	49,741	50,196	44,923		42,161
		国・都等からの支出金		千円	121,565	92,949	102,451	89,187		99,442
		特定財源計 +		千円	176,269	142,690	152,647	134,110		141,603
差引:一般財源 -		千円	108,633	130,819	137,169	134,767	141,124			
受益者負担比率 ÷		%	19.2	18.2	17.3	16.7	14.9			
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		平成12年度から介護保険制度が施行し、自立支援が理念とし、住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう在宅サービスの充実が進んだ。しかし、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者も増加の一途をたどり、施設入所を希望する人は増えている。平成15年4月より杉並区指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所指針(以下「入所指針」といふ。)が施行され申込み順から優先度が高い人から入所する仕組みに変更となった。							
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)		特別養護老人ホームについて 区内の施設を希望してもすぐには入れない。住み慣れた杉並区内の施設に入所したいが希望どおりにならない。							
	今後の予測		入所指針に基づき、入所希望者の第一次評価を各施設長の委託を受けて区が行う。入所優先者とならなかった施設入所希望者の在宅生活を支える施策例えば緊急ショートステイ床の確保、高齢者の住宅確保などが今後の課題である。(仮称)特養希望者安心介護システム等が都のガイドラインで示されている。							

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	10.8	活動指標(2)の14年度達成率%	107.1	14年度予算執行率%	90.2
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)	高齢者世帯、高齢者単身世帯の増加 予約的入所申込者の増加 費用負担の不公平感(在宅と施設、入院と施設)					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはその概要を明記)	区内施設と区外契約施設について「杉並区指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所指針」を策定した。これまでの入所申込み順から入所の必要性の高い順に入所の仕組みが変更となった。15年3月までに入所の申込みをした既申込者に制度の変更のお知らせと新制度の申込書の送付を行った。今後、この制度を円滑に実施していくため、施設との連携を十分に行う。					

結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですが 貢献度 大(理由)	理由: 老人ホームの入所措置は行政が責任を持って高齢者の基本的な権利の確保の手段であり、現時点では在宅生活が困難な高齢者にとって不可欠なものである。
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 民間・国・都ではなく区が行うべきである(理由)	老人ホームの入所措置は老人福祉法に基づく措置である。特別養護老人ホームの入所については、介護保険の施設サービスに移行され、原則は施設と入所希望者の契約による。入所希望者の増加により入所の必要が高くなる方が入所できない状況となってしまった。15年4月より入所指針に基づき入所の仕組みが変わった。今後、区の役割を検討していく必要がある。
	(3) 成果を向上させることができますか できない(理由) 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ	老人ホーム入所措置については、施設の増加もない。待機期間の短縮は困難である。入所指針に基づく特別養護老人ホームについては15年より新制度がスタートしたばかりであり、推移を見る。
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ない(理由)	理由: 措置費及び費用負担割合は、国基準により定められている。
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか 対象を変更するのは適切でない(理由)	理由: 老人福祉法に定められている要件に基づき実施
	(6) コストを下げる余地はありますか ある(執行体制改善(組織統廃合、簡素化))	理由: 入所相談は地域で在宅福祉と連動して行う必要があるが、その他の入所に関する事務処理は、集中処理が効率的である。

今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合	
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 区内・区外施設の入所に関する事務処理は3所で分散して行う必要がないため、事務処理の集約化を検討する。	
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法	
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input checked="" type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし
	(2) 理由 入所指針がスタートした直後であり円滑な執行を目指す。	

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		家事・付き添いサービス				整理番号	440		枝番号			
所属部課名		保健福祉部南福祉事務所		コード	91231		連絡先電話番号	4312		昨年度整理番号	184	
係名		高齢者支援係				上位施策名			No			
予算事業名		家事・付き添いサービス		コード	23100		高齢者の地域社会での介護予防と自立支援			31		
事務事業の概要	事業開始年度 <input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 12年度				根拠法令等 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業							
	事業の種類 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理				(1) 杉並区家事・付き添いサービス事業実施要綱							
	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他 介護保険の対象とならない165歳以上の在宅の方（65歳未満の初老期痴呆の方を含む）で、身体機能の低下により掃除・洗濯・買い物などの家事や通院に手助けが必要な方				(2) 杉並区介護予防、生活支援事業運営要綱							
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順） 区民から相談後、所管の福祉事務所担当者及びケア24の職員が訪問調査の上、申請を受け自立支援計画書を作成する。福祉事務所担当者が、契約事業者へ派遣を依頼し決定となる。サービス開始後1年に一度再評価を行う。				活動指標名(式) (1) サービス利用者実績 (2) サービス利用により、身体状況が改善され、サービスを辞退した人数(自立辞退者)18人							
意図（対象をどのような状態にしたいのか） 当サービスを利用することにより要支援に限りなく近い高齢者が、もてる能力を持續させ、いきいきと自立した生活を維持する。要介護状態を未然に防ぐ。				成果指標名(式) (1) 自立生活の持続率 = (年度末にサービスを継続利用している人数 + 自立辞退者) ÷ サービス利用者実績数 (2) 生活状況改善率 = 自立辞退者 ÷ サービス利用者実績数								
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画		目標値		目標値に対する14年度の達成率%	
					計画	実績			17年度			
指標	活動指標(1)		人	343	406	470	480	520		540	88.9	
	活動指標(2)		人	14	21	47	18	52		54	33.3	
	成果指標(1)		%	62	70	70	64	70		70	91.4	
	成果指標(2)		%	4	5	10	4	10		10	40.0	
総事業費・コスト把握	事業費		千円	25,179	34,242	38,684	38,304	39,291		特記事項 平成12年度新規事業		
	(内)委託費		千円	24,867	33,943	38,362	37,986	38,942				
	職員数(正規 非常勤)		人	3.55 0.00	3.91 0.00	5.21 0.00	3.80 0.00	3.95	0.00			
	人件費	職員分(超勤分含む)	千円	32,245	35,515	47,322	34,515	35,878				
		非常勤職員分	千円	0	0	0	0	0				
	総事業費 + +		千円	57,424	69,757	86,006	72,819	75,169				
	単位あたりコスト ÷		円	167,417	171,815	182,991	151,706	144,556				
	財源	受益者負担分		千円	1,887	2,836	3,003	3,099	3,243			
		国・都等からの支出金		千円	16,898	26,193	27,311	26,298	26,790			
		特定財源計 +		千円	18,785	29,029	30,314	29,397	30,033			
差引:一般財源 -		千円	38,639	40,728	55,692	43,422	45,136					
受益者負担比率 ÷		%	3.3	4.1	3.5	4.3	4.3					
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		老人福祉措置として長い歴史を持っていたホームヘルプサービスは、その大部分が平成12年から介護保険の訪問介護に移り、一部が介護予防・生活支援事業に移行した。									
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)		ヘルパーの活動時間が守られていない。突然の日程の変更や中止がある。ヘルパーの質の向上に努めてほしい。									
	今後の予測		介護保険制度を補完し、要介護状態を阻止し、でき得る限り在宅で自立した生活を維持していくサービスとしてますます重要になってくる。									

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	102.1	活動指標(2)の14年度達成率%	38.3	14年度予算執行率%	99.0
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)	12年度からの新規事業 介護予防と自立した生活を住み慣れた地域で実現することを理念として本事業を推進してきた。					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)	介護保険の自己負担との整合性を図るため、自己負担のあり方について検討課題としてきた。本年も引き続き、他のサービスと連動して検討していく。					

結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 大(理由)	理由: 利用料が負担しやすい金額であり、高齢者ができない部分の家事や、付き添いを援助するため、介護予防・生活支援に貢献している。
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 見直す余地がある(改革案の概要へ)	理由: 単に不便なことを支援するのではなく、生活の質が向上できる支援内容としていく。
	(3) 成果を向上させることができますか ある程度できる() 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ その他	理由: 利用者本人がサービスを利用することにより、日常生活を前向きに営むことができる。自立支援会議で6ヶ月～1年毎に評価し効果があれば継続などの処遇を検討している。自立支援会議で他のサービス利用を検討し生活全体の質の向上を目指す。単に現状維持ではなく、自立支援の視点を充実していく。
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ある(改革案の概要へ)	理由: 国、都の補助事業であり、区の要綱により所得に応じた費用負担を設定している。介護保険の負担額より低くなる対象が多く、本サービスの利用継続希望者や、認定後、訪問介護サービスの利用料が高いと感じ、必要なサービスを受けない人がいる。介護保険との整合性を図ることを考慮し、利用者負担を見直す必要がある。
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか 対象を変更するのは適切でない(理由)	理由: 国、都の補助事業である。事業の目的、理念が介護予防と生活支援であるため対象者の要件は適切である。
	(6) コストを下げる余地はありますか ない(理由)	理由: ヘルパーの派遣は、既に民間事業者へ委託しており、有償のボランティアを有効活用するなどの発想の転換がない限りコストの引き下げの余地はない。

今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 介護予防・生活支援サービスとしてさらなる充実を図るため、評価・アセスメントのレベルアップ、新たなサービスの必要性などについて検討を行う。
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法

短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし
	(2) 理由 本サービスにおける受益者負担について16年度の改定にむけ、介護保険の訪問介護サービス利用料との整合性を図るため、15年度中に利用者負担率の検討を始める。	

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		住宅改修給付事業				整理番号	441		枝番号		
所属部課名		保健福祉部南福祉事務所		コード	91231	連絡先電話番号	4312		昨年度整理番号	195	
係名		高齢者支援係			上位施策名				No		
予算事業名		住宅改修費		コード	23700	高齢者の地域社会での介護予防と自立支援				31	
事務事業の概要	事業開始年度 <input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成 12年度				根拠法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業						
	事業の種類 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理				(1) 杉並区高齢者住宅改修給付事業実施要綱						
	対象 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他				(2)						
	65歳以上の高齢者で介護保険の給付対象外の方(予防的給付・住宅付帯用具)及び、要支援、要介護認定者(保険給付外の設備給付)				(3)						
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順) 予防給付 住宅改修の相談により、ケア24の職員等が実態調査訪問する。その後、理学療法士及び作業療法士が調査訪問をし、図面を作成する。自立支援会議にかけた後、業者と担当者が同行訪問をし図面をもとに業者からの見積もりを受け取り、決定する。設備給付 ケアマネ等が作成した理由書により、福祉事務所の担当者で見積業者、ケアマネが同行訪問し工事内容を確認する。				活動指標名(式) (1) 改修件数(介護予防給付実人員)216人 改修件数(設備給付実人員)189人の合計 (2) 介護保険に移行しなかった人数170人 介護度現状維持人数(119人) + 介護度軽減人数(21人)の合計						
意図 (対象をどのような状態にしたいのか) 家庭における転倒などの事故で、要介護状態や、より重度の状態にならぬよう住宅の改修を促がし安全な住環境のもと、安定した生活を送る。				成果指標名(式) (1) 転倒予防率(介護保険対象外の方) = 介護保険に移行しなかった人数 ÷ 予防給付件数(実人員) (2) 転倒予防率(要支援、要介護認定者) = (介護度現状維持人数 + 介護度軽減人数) ÷ 設備給付件数(実人員)							
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%		
					計画	実績		17年度			
指標	活動指標(1)		人	111	251	253	405	500	350	115.7	
	活動指標(2)		人	93	224	253	310	500	350	88.6	
	成果指標(1)		%	98	89	100	79	100	100	79.0	
	成果指標(2)		%	67	80	100	74	100	100	74.0	
総事業費・コスト把握	事業費		千円	19,281	42,645	45,980	68,281	87,491	特記事項		
	(内)委託費		千円								
	職員数(正規 非常勤)		人	4.74	6.50	6.86	3.95	3.80			
	人件費	職員分(超勤分含む)		千円	43,053	59,040	62,309	35,878			34,515
		非常勤職員分		千円	0	0	0	0			0
	総事業費 + +		千円	62,334	101,685	108,289	104,159	122,006			
	単位あたりコスト ÷		円	561,568	405,120	428,020	257,183	244,012			
	財源	受益者負担分		千円							
		国・都等からの支出金		千円	11,864	21,880	22,969	34,275			42,330
		特定財源計 +		千円	11,864	21,880	22,969	34,275			42,330
差引:一般財源 -		千円	50,470	79,805	85,320	69,884	79,676				
受益者負担比率 ÷		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		昭和54年からの福祉機器給付・貸付事業は、高齢者の増加とともに拡大していたが、12年度から介護保険により大部分が介護保険給付に吸収された。このため、事業の規模は大きく縮小された。12年度から住宅改修給付事業として、介護状態になることを防止する目的と、介護保険適用者のさらなる予防と、介護者の負担の軽減のために本事業が発足した。								
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)		本事業を利用したことにより、転倒や入浴時の危険がとりさられ安心して生活ができる。決定されるまでの、日数がかかり過ぎる。手続きが煩雑である。脳血管障害などの入院者で、改修された家に退院したいとの要望がある。								
	今後の予測		今後は微増していくと予測されるが、住宅改修という事後の対応ではなく住宅マスタープランにあるユニバーサルデザインの住居の導入の視点が必要である。								

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	160.1	活動指標(2)の14年度達成率%	122.5	14年度予算執行率%	148.5
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)	12年度からの新規事業。 介護予防と自立した生活を理念として本事業を推進してきた。					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)	設備給付について区職員のPT(理学療法士)、OT(作業療法士)派遣を止めた。決定までに要した日数が短縮された。					
結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 大(理由)	理由:介護保険給付の対象の拡大を防止している役割と、介護認定者へのより重度化への予防を意図している。				
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 見直す余地がある(改革案の概要へ)	理由:予防給付については区のOT、PTが訪問調査を行っている。民間事業者の受託体制が整い次第、直接の調査は民間に移行し、助言者、人材養成者の役割を担っていく。				
	(3) 成果を向上させることができますか できる(へ) 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ その他	理由:自立支援会議において住宅改修事業実施対象者に対し、半年～1年後に家庭訪問し、有効性、成果の評価を行っている。本事業は一定の成果が維持できている。さらに事業の有効性を高めるために、住宅アドバイザー等の専門の第三者が給付内容の適正について点検する仕組みづくりが必要である。				
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ある(改革案の概要へ)	理由:国、都の補助事業であり、区の要綱により独自の費用負担を設定している。しかし、介護保険制度での住宅改修費助成は償還払い9割であり1割の自己負担に対し、本事業は5段階0～2割となっている。対象件数が最も多い2段階5%の階層を始めとし、介護保険との整合性を図る必要がある。				
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか 対象を変更するのは適切でない(理由)	理由:本年より対象要件を原則介護認定非該当者とした。今後の推移をみる。				
	(6) コストを下げる余地はありますか ある(民営化・外部委託化)	理由:調査や理由書記入の訪問調査を民間の事業者へ委託する。				
今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input checked="" type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合					
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 15年度の介護保険改定時期に実施予定とする。 今年度中の受益者負担の試算、検討を行い利用料の改正を図る。					
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 本事業の対象外となった区民への不公平感に対し、納得し得る説明が重要となってくる。本人の身体状況の把握を客観的に行うことの難しさがある。					
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input checked="" type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし				
	(2) 理由	本年は雇用促進対応で予算額を一時的に増額した。16年度以降は給付条件整備(介護保険要介護認定非該当者)がある。				

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		家庭相談			整理番号	442		枝番号							
所属部課名		保健福祉部 南福祉事務所		コード	093501		連絡先電話番号	4312		昨年度整理番号	276				
係名				管理係		上位施策名			No						
予算事業名				母子相談員等活動費		コード	36650		地域福祉の基盤整備		35				
事務事業の概要	事業開始年度				<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		40 年度		根拠法令等 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業						
	事業の種類				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理		(1) 昭和39年厚生省発児92号 (2) 杉並区家庭相談事業実施要綱 (3) 杉並区非常勤職員規則								
	対象				<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他										
	家庭内の人間関係に悩む区民														
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)				家庭内の人間関係などに関して、専門相談員が相談に応じ、必要に応じて他施策、他機関を紹介する。(週3回)										
活動指標名(式)				(1) 相談件数											
				(2)											
意図 (対象をどのような状態にしたいのか)				相談により相談者の葛藤が解決し、円満な家庭生活が営めるようにする。											
				(1)											
				(2)											
区分		単位	12年度実績		13年度実績		14年度		15年度計画		目標値	目標値に対する14年度の達成率%			
							計画	実績			年度				
指標	活動指標(1)		件	207		225		230		267		270			
	活動指標(2)														
	成果指標(1)														
	成果指標(2)														
総事業費・コスト把握	事業費		千円	5,604		5,571		5,691		5,514		5,682		特記事項	
	(内)委託費		千円												
	職員数(正規 非常勤)		人	0.66		0.10		0.10		0.19		0.10			
	人件費	職員分(超勤分含む)		千円	5,995		908		908		1,726		908		
		非常勤職員分		千円	0		0		0		0		0		
	総事業費 + +		千円	11,599		6,479		6,599		7,240		6,590			
	単位あたりコスト ÷		円	56,034		28,796		28,691		27,116		24,407			
	財源	受益者負担分		千円											
		国・都等からの支出金		千円											
		特定財源計 +		千円	0		0		0		0		0		
差引:一般財源 -		千円	11,599		6,479		6,599		7,240		6,590				
受益者負担比率 ÷		%	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		家族間や地域との連帯感も希薄になり、適当な相談相手もみつからない状況下では、個人が悩みを抱え込んでしまう傾向が強い。匿名の相談や、離婚などの身分関係、経済的な問題のからむものの割合が高くなっている。												
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)		無料で相談ができ助かる。予約、時間制限が厳しくなく、気軽に相談できる。家庭裁判所等に行く前の諸知識が得られる。												
	今後の予測		家庭内の悩みや人間関係が複雑化している。母子・女性相談や生活相談との連携の中で家庭相談が活用される傾向がある。また、高齢者の介護等をめぐる問題などの調整を支援する必要も予測される。												

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	116.1	活動指標(2)の14年度達成率%	14年度予算執行率%	96.9
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)	宣伝用のパンフレットの改訂を行い、周知宣伝に努めた。福祉事務所組織検討のなかで役割の見直しを行った。				
結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 中(理由)	理由:多種多様な相談を聞いて整理し、必要な案内をするほか、他の機関を紹介している。生活困窮者や一時保護が必要な相談者に対しては、面接相談員や母子・婦人相談員と連携し対応をすすめている。			
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 民間・国・都ではなく区が行うべきである(理由)	理由:厚生労働省通知により、福祉事務所に家庭相談窓口をおくこととされている。			
	(3) 成果を向上させることができますか ある程度できる() 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ 対象の拡大	理由:			
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ない(理由)	理由:事業の性格上、受益者負担は難しい。			
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか できる(改革案の概要へ)	理由:			
	(6) コストを下げる余地はありますか ない(理由)	各福祉事務所に1名の家庭相談員を設置しなくてはならないが、事業費の大半が嘱託員謝礼のためコスト削減は難しい。			
今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合				
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 福祉事務所組織検討の中で、相談対象範囲や内容、実施日時等を見直す。区政相談室・男女平等推進センター・こども家庭支援センターの相談との役割分担を明確にする。				
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 保健福祉センター実施時期の延期 福祉事務所独自で実施体制見直し検討をすすめる。				
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input checked="" type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし			
	(2) 理由 関係機関に、改訂されたパンフレットを活用して制度案内等を依頼し、利用を促進する。				

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		母子・女性相談			整理番号	443		枝番号				
所属部課名		保健福祉部 南福祉事務所		コード	093501		連絡先電話番号	4312				
係名		管理係		上位施策名				No				
予算事業名		母子相談員等活動費		コード	36650		生活の安定と自立への支援		36			
事務事業の概要	事業開始年度			<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		40 年度		根拠法令等			<input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業	
	事業の種類			<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理		(1) 母子及び寡婦福祉法第7条、8条						
	対象			<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他		(2) 売春防止法第35条、第38条2項						
	活動内容（事務事業の内容、やり方、手順）			1 母子及び寡婦の生活全般、子どもの養育等の相談に応じ、必要に応じて入所施設や融資制度等の支援施策を紹介する。 2 売春を行う恐れのある女性等の相談に応じ、更生を援助する。 3 男性の暴力から逃げ、一時保護をする必要のある女性及び母子を緊急保護する。		(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条、第4条						
	活動指標名(式)					(1) 相談件数 (2)						
意図（対象をどのような状態にしたいのか）			母子及び寡婦の生活が安定し、こどもの養育等の環境が整う。女性が売春を行うことなく自立更生できる。女性及び母子を保護することで心身の安全を確保し、必要な援助を行うことで自立が可能となる。		成果指標名(式)						(1) 母子生活支援施設入所世帯数 (2) 緊急一時保護件数	
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%			
					計画	実績		年度				
指標	活動指標(1)		件	1,613	1,776	2,000	2,055	2,200				
	活動指標(2)											
	成果指標(1)		世帯	36	36	36	37	38				
	成果指標(2)		件	55	46	50	62	60				
総事業費・コスト把握	事業費		千円	402	334	466	375	548	特記事項			
	(内)委託費		千円									
	職員数(正規 非常勤)		人	1.93	2.64	2.64	2.90	3.00				
	人件費	職員分(超勤分含む)		千円	17,530	23,979	23,979	26,341		27,249		
		非常勤職員分		千円	0	0	0	0		0		
	総事業費 + +		千円	17,932	24,313	24,445	26,716	27,797				
	単位あたりコスト ÷		円	11,117	13,690	12,223	13,000	12,635				
	財源	受益者負担分		千円								
		国・都等からの支出金		千円	2,121	2,053	2,165	2,053		2,053		
		特定財源計 +		千円	2,121	2,053	2,165	2,053		2,053		
差引:一般財源 -		千円	15,811	22,260	22,280	24,663	25,744					
受益者負担比率 ÷		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0					
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		売春による保護は減少しているが、家庭内の暴力や、夫や自分の借金問題を持つ女性や母子への相談・援助対応や、離婚・未婚母子家庭への自立支援が増加している。精神的な問題を抱えていることが多く、困難かつ緊急度の高い対応を迫られている。15年4月1日より施行された「母子及び寡婦福祉法一部改正」では、総合的な母子家庭対策の推進が打ち出され、母子相談員から母子自立支援員に名称が変更された。									
	事業に対する住民の意見(事業に対する期待・要望・苦情など)		女性が自立する困難さ(就労、低賃金、住宅確保、男性の暴力の取り締まり、子どもの養育)などの訴えがある。さらに、別居や離婚直後の生活の問題への対応への支援を求める声が著しい。									
	今後の予測		不況の深刻化による収入減や家庭に対する意識の変化などにより相談件数の増加傾向がみられる。問題発生のおそれのある家庭や、一時保護の後自宅へ戻ってしまうなどのハイリスク家庭が増加している。									

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	102.8	活動指標(2)の14年度達成率%	14年度予算執行率%	80.5
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)	保健福祉センター構想検討に伴う大福祉事務所組織検討の中で、母子・女性相談のありかたや他分野・機関との連携、事務処理の統一化が検討された。一部地域であるが、警察署との定期的な連絡会が設置された。				
結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 大(理由) ▼	理由: 母子や女性の相談に応じ、必要な援助及び緊急一時保護を行っている。母子自立支援員が設置され、母子生活支援施設や母子福祉資金などの相談資源を活用しつつ、他機関等と連携し生活・経済的支援を中心に問題の解決や自立に向けての援助を総合的にすすめている。			
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 民間・国・都ではなく区が行うべきである(理由) ▼	理由: 理由: 法により設置が義務付けられており、福祉事務所に置かれていることにより、生活保護や施設など相談資源の活用を迅速有効にすすめることができる。			
	(3) 成果を向上させることができますか できる(へ) ▼ 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ 人件費・活動量の増加 ▼	理由:			
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ない(理由) ▼	理由: 事業の性格上受益者負担は難しい。			
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか 対象を変更するのは適切でない(理由) ▼	理由: 母子及び寡婦、売春を行うおそれのある女性、配偶者からの暴力被害者など、法に対象範囲が定められている。			
	(6) コストを下げる余地はありますか ない(理由) ▼	理由: 理由: 半分が人件費であり、委託料についても実費となっている。			
今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合				
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 15年4月1日より施行された「母子及び寡婦福祉法一部改正」にもとづき、子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など総合的な母子家庭対策を児童課、経済勤労課等と連携して推進する。16年度策定予定の「杉並区の子ども行政の将来構想」「次世代育成支援計画」策定を視野に入れ、予防・早期発見、相談・一時保護・生活支援・継続ケアシステムを確立する。また地域での啓発・制度周知や、ハイリスク家庭に対する地域インクルージョン体制をつくっていく。				
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 「男女共同参画」や母子(ひとり親)家庭支援に関係する各機関の共通認識の不足、役割分担の不明瞭さなどの問題点がある。ひきつづき「男女共同参画」・母子(ひとり親)家庭支援に関係する各機関の共通認識を各種検討会、連絡会議等で深める。				
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input checked="" type="radio"/> 増 <input type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし			
	(2) 理由 福祉事務所組織検討の中で母子・女性相談に関し事務の効率化・統一化を検討推進する。母子自立支援策の具体化をすすめ、家庭内の暴力に対して各機関との間にケース検討会議を定期的で開催する。				

平成15年度 杉並区事務事業評価表

評価対象事務事業名		母子福祉資金貸付				整理番号	444		枝番号					
所属部課名		保健福祉部南福祉事務所		コード	093501		連絡先電話番号	4312		昨年度整理番号	279			
係名				管理係				上位施策名		No				
予算事業名				母子福祉資金貸付		コード	36850		子育て家庭の生活支援		29			
事務事業の概要	事業開始年度				<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		40 年度		根拠法令等				<input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> 行革対象事業	
	事業の種類				<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 一部新規 <input type="checkbox"/> 臨時・単年度 <input type="checkbox"/> 内部管理		(1) 母子及び寡婦福祉法10条 (2) 東京都母子福祉資金貸付条例 (3) 杉並区長委任条項7条、第10条							
	対象				<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 世帯 <input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> その他									
	活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)				活動指標名(式)									
	母子家庭に対する資金貸付				(1) 相談実人員 (2)									
意図 (対象をどのような状態にしたいのか)				成果指標名(式)										
母子家庭の母とその扶養する子が経済的に自立し、生活意欲の向上が図られている状態。				(1) 貸付件数 (2)										
区分		単位	12年度実績	13年度実績	14年度		15年度計画	目標値	目標値に対する14年度の達成率%					
					計画	実績		年度						
指標	活動指標(1)		人	183	162	150	171	180						
	活動指標(2)													
	成果指標(1)		件	183	162	150	171	180						
	成果指標(2)													
総事業費・コスト把握	事業費		千円	232	262	226	148	226	特記事項					
	(内)委託費		千円											
	職員数(正規 非常勤)		人	1.61	2.52	2.52	2.63	2.65						
	人件費	職員分(超勤分含む)		千円	14,624	22,889	22,889	23,888	24,070					
		非常勤職員分		千円	0	0	0	0	0					
	総事業費 + +		千円	14,856	23,151	23,115	24,036	24,296						
	単位あたりコスト ÷		円	81,180	142,907	154,100	140,561	134,978						
	財源	受益者負担分		千円										
		国・都等からの支出金		千円										
		特定財源計 +		千円	0	0	0	0	0					
差引:一般財源 -		千円	14,856	23,151	23,115	24,036	24,296							
受益者負担比率 ÷		%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0							
事業を取り巻く環境	開始当初から現在までの変化		修学資金、就学支度金などの児童教育に関する貸付が8割以上となっている。											
	事業に対する住民の意見 (事業に対する期待・要望・苦情など)		申請から貸付までの迅速な対応が求められている。											
	今後の予測		子の進学資金貸付とともに、自立支援のための技能習得資金貸付、転宅資金貸付などの増加が見込まれる。											

平成15年度 杉並区事務事業評価表

	活動指標(1)の14年度達成率%	114.0	活動指標(2)の14年度達成率%	14年度予算執行率%	65.5
14年度予算執行状況 (節減努力・未達理由等)					
前年度の改革案の取り組み状況 (15年度予算を削減または増額している場合、関連する新規事業がある場合にはそのその概要を明記)	保健福祉センター構想検討に伴う大福祉事務所組織検討の中で、資金貸付に関する事務処理の効率化・統一化が検討された。				
結果評価 (目的妥当性・有効性・効率性)	(1) 施策への貢献度は大きいですか 貢献度 大(理由) ▼	理由: 資格要件を満たしている母子は誰でも無利子もしくは低利子で貸付が受けられるため自立助長に貢献している。貸付にあたっては、母子自立支援相談員が生活面や将来の見通しも含め総合的な相談にあたっている。			
	(2) 区が行う必要がありますか。民間や国・都との役割分担は適切ですか 民間・国・都ではなく区が行うべきである(理由) ▼	理由: 東京都から区に委任されている事業で、区が行うことにより身近な相談対応ができ、迅速な処理が可能となっている。			
	(3) 成果を向上させることができますか ある程度できる() ▼ 成果向上のための方策は何ですか 具体的な内容を選択し、改革案の概要へ 組織権限等の見直し ▼	理由:			
	(4) 受益者負担の見直し余地はありますか ない(理由) ▼	理由: 都からの委任事業であるため利率等は共通になっている。			
	(5) 成果を維持して対象を縮小できますか又は対象を拡大して成果を上げることはできますか 対象を変更するのは適切でない(理由) ▼	理由: 法に定めがあり、対象変更はできない。			
	(6) コストを下げる余地はありますか ある(執行体制改善(組織統廃合、簡素化)) ▼	理由:			
今後の事業のあり方	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 改善余地なし <input checked="" type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 統廃合				
中長期的な視点	(1) 改革案の概要(いつまでに、どうかたちに) 今後3年間で 同種の女性福祉資金貸付事業との統合を検討する。 事業資金に関し「女性の起業」事業での活用を検討する。 周知案内を子ども・女性に関連する窓口で行う。 関連して情報提供(相談支援)システムの開発が必要である。				
	(2) 改革案を実施するにあたっての阻害要因と克服方法 保健福祉センター構想のなかで福祉事務所・管理課の組織検討をすすめてきたが、実施が延期となった。 今後は保健福祉部「当面の方針」にもとづく検討をすすめる必要がある。				
短期的な視点	(1) 翌年度予算見積の方向性	<input type="radio"/> 大幅増 <input type="radio"/> 増 <input checked="" type="radio"/> 増減なし <input type="radio"/> 減 <input type="radio"/> 大幅減 <input type="radio"/> 予算なし			
	(2) 理由 福祉事務所・管理課の組織検討のなかで償還事務等の一括化・効率化を検討する。 適切な償還計画への助言、滞納催告の計画的な実施をすすめる。				